

### 第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和6年5月31日 午前10時00分 招集
2. 令和6年6月3日 午前10時00分 開議
3. 令和6年6月3日 午後1時36分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

#### 出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

#### 欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	荒 木 仁
土 木 部 長	中 本 知 己	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	森 永 智 保	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	鎌 倉 敏 一	企 画 財 政 課 長	廣 瀬 和 英
教 育 課 長	松 岡 幸 治	ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸
観 光 課 長	秦 美 保 子	住 環 境 課 長	村 上 勇 一
税 務 課 長	上 村 美 博	波 野 支 所 長	岩 下 勝 則
市 民 課 長	甲 斐 直 喜	健 康 増 進 課 長	山 内 る み
まちづくり課長	石 松 昭 信	上 下 水 道 課 長	竹 原 昭 典
人 権 啓 発 課 長	井 野 秀 一	防 災 情 報 課 長 補 佐	坂 田 知 彰

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 繁 樹	議会事務局次長	塚 本 栄 治
--------	---------	---------	---------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 1  | 承認第 1 号  | 専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について   |
| 日程第 2  | 承認第 2 号  | 専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について   |
| 日程第 3  | 承認第 3 号  | 専決処分した指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について      |
| 日程第 4  | 承認第 4 号  | 専決処分した令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 8 号）について                                       |
| 日程第 5  | 承認第 5 号  | 専決処分した令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 3 号）について                                |
| 日程第 6  | 承認第 6 号  | 専決処分した令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について                               |
| 日程第 7  | 報告第 3 号  | 令和 5 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について   |
| 日程第 8  | 報告第 4 号  | 令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について                                      |
| 日程第 9  | 報告第 5 号  | 令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について                                     |
| 日程第 10 | 議案第 47 号 | 阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 48 号 | 阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について  |
| 日程第 12 | 議案第 49 号 | 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                                   |
| 日程第 13 | 議案第 50 号 | 阿蘇市公民館条例の一部改正について   |
| 日程第 14 | 議案第 51 号 | 阿蘇市体育館等条例の一部改正について  |
| 日程第 15 | 議案第 52 号 | 令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について   |
| 日程第 16 | 議案第 53 号 | 令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について                                     |
| 日程第 17 | 議案第 54 号 | 令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について                                       |
| 日程第 18 | 議案第 55 号 | 令和 6 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について                                    |

- 日程第 19 議案第 56 号 令和 6 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 20 議案第 57 号 第 2 次阿蘇市総合計画の期間延長について
- 日程第 21 議案第 58 号 市道路線の認定について
- 日程第 22 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 23 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 24 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 25 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 26 報告第 6 号 株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 27 報告第 7 号 一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 28 請願第 1 号 水田活用の直接支払交付金の見直しについての請願書
- 日程第 29 請願第 2 号 現行保険証とマイナ保険証の選択制の存続を求める請願書

## 午前 10 時 00 分 開議

### 1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部出席者につきましては、お配りしています出席者名簿のとおりです。なお、防災情報課長が病気療養のため、坂田課長補佐が出席していますことを申し添えます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、議事に入ります。

お諮りいたします。日程第 1、承認第 1 号「専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について」から日程第 6、承認第 6 号「専決処分した令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」までを会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 1 号から承認第 6 号までは、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

**日程第 1 承認第 1 号 専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について**

○議長（菅 敏徳君） 日程第 1、承認第 1 号「専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

議案書 1 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました承認第 1 号、専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2 ページをお願い申し上げます。専決処分書。阿蘇市税条例の一部を改正することについて、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分を行う。専決処分日は、令和 6 年 3 月 31 日でございます。

まず、今回の改正について概要を申し上げたいと思います。上位法であります地方自治法の一部改正が令和 6 年 3 月 30 日に行われております。この改正に伴う税条例の改正でございます。主なものとしましては、昨今新聞等にも出ておりますけれども、所得税の 1 人 3 万円定額減税、これと併せて実施されます令和 6 年度市民税の所得割額に係る定額減税、具体的に申し上げますと、この定額減税は 1 人当たり 1 万円、配偶者を含めた扶養家族 1 人当たり 1 万円、これに係ります改正、並びに令和 6 年度評価替えが行われております。この評価替えに伴います固定資産関係の改正となっております。併せまして、その他改正が行われているところでございます。

それでは、12 ページをお願い申し上げます。新旧対照表を基に概要を説明させていただきます。

まず、12 ページ下段の第 51 条からになりますけれども、この件については今回の住民税の定額減税とは直接関係はございませんけれども、下段の第 51 条、市民税の減免、14 ページに移っていただきまして、第 71 条、固定資産税の減免、15 ページ、第 139 条の 3、特別土地保有税の減免、これにつきましては、今回、職権による減免を可能とする規定の追加でございます。これまでは減免申請の提出を受けて減免としておりましたけれども、市長の職権において減免することができるよう改正を行うものでございます。

16 ページ、お願いいたします。16 ページ、ここからが今回の市民税定額減税に係るものとなります。

まず、附則の第 7 条の 5、令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除、17 ページにいきまして、17 ページ、附則第 7 条の 6、令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例、20 ページに移りまして、第 7 条の 7、令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例、26 ページ下段になります。附則第 7 条の 8 になりますけれども、こ

の改正につきましては、今回の定額減税に伴う規定の追加となっております。

併せまして、27ページをお願い申し上げます。27ページ、附則の第8条になってきます。肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例、続きまして37ページ、附則の第16条の3、38ページ、附則の第16条の4、附則の第17条、附則第18条、39ページに移りまして、附則の第19条、第20条、第20条の2、40ページ、附則の第20条の3につきましても、今回の定額減税に併せまして、それぞれの所得に係る市民税の課税の特例として改正を行っているところでございます。

戻っていただきまして、32ページをお願いしたいと思います。32ページの附則第11条からについては、令和6年度土地・家屋の評価替えに伴う改正でございます。

まず、附則の第11条、土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度の固定資産税の特例に関する用語の意義、32ページに移りまして、附則の第11条の2、令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例、以下、33ページ、附則の第12条、35ページ、附則の第12条の2、36ページ、附則の第13条、同じく36ページ、附則の第15条になりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、令和6年度評価替えに伴う土地に係る負担調整措置の延長の改正、年度の切替えとなっております。

なお、施行期日につきましては、令和6年4月1日としているところでございます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、緊急を要し、議会を招集する時間がないとまがないために今回専決処分をさせていただいております。

以上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 17番、谷崎です。

まずは、定額減税で税務課の方々が非常に大変な仕事をされたと聞いております。市民の方から「ねぎらってください」という言葉がきていますので、お伝えします。

まず、14ページの第71条第2項、5行目ぐらいから質問していきたいと思います。職権によって減免していくということですが、この文章の5行目に「事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない」と書いてありまして、線が引いてあるところの一番下に「この限りでない」と書いてありますが、「この限りでない」というのは事由を出す証明書を添付しなくていいということだろうと思うんですけど、そのことについてお伺いします。

○議長（菅 敏徳君） 税務課長。

○税務課長（上村美博君） おはようございます。お答えします。

今回この減免関係が設けられた一つの理由としまして、能登半島地震における災害における減免というのがメインになっております。それに伴いまして、基本的にこの規定自体が、市長が必要と認める場合に限って申告なしで減免を認めると、要は申告がなくても認めるということですので、今おっしゃいました書類等の添付も必要ないと理解しております。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 私が読んだときは、その書類は窓口に出さないといけないけれど、証明書を出さなくていいという文章かと思ったんですけど、申請自体をしなくても自動的に市長のほうで減免するということの説明ですね。その減免対象が、例えば被害に遭っている家もあれば、被害に遭っていない家もあるんですけど、その見分けというのはどのようにするんですか。

○議長（菅 敏徳君） 税務課長。

○税務課長（上村美博君） この規定が、俗に言う宥恕規定という規定の取扱いになっておりまして、税法における宥恕規定が、課税額が減税される場合に一定の行為が法律上の要件とされているときに、その要件を充足していないにもかかわらず、一定の場合、その要件を充たしたときと同様の法律効果を認める規定でございますので、減免を受けたい方につきましては申告をするという原則は変わっておりませんので、基本的に減免申請を提出していただくことが第一前提になっております。その中で、どうしても被害とかに遭われて対応がすぐできないような場合には減免を先にすることができると理解しております。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 大体分かりました。3 問目なので結論から先に言いますと、これはきちんと調査されてから決定されるということが前提になっているということでもよろしいですか。事由が、例えば困窮とか、固定資産の毀損とか、いろいろ4 つぐらい理由があると思うんですけど、それが明らかであるとして書いてありますが、明らかかどうかというのは、地割れがしている写真とか、家が壊れている写真とか、そういったのをつけて見せないことには明らかであるというのは宙には分からないので、やはりその前提としては調査するというのが必要だと思うんですけど、後日でもですね。前もって申請が来たら、すぐ対応していると思うんですけど、後日のちゃんと調査とか、そういったのも折り込んでからの条例ということで理解してよろしいでしょうか。要は、調査をちゃんとしてくださいということですが、いかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 税務課長。

○税務課長（上村美博君） 通常の減免におきましても提出していただいた書類等については都度調査なり確認をしております。今おっしゃいましたように、これにつきましても当然調査をした上での減免ということになりますので、むやみにすべてを減免するというものではございません。あくまで調査及び確認を前提としたともの理解しております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 1 号を採決します。承認第 1 号は、承認することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 1 号は承認することに決定しました。

日程第 2 承認第 2 号 専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 2、承認第 2 号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） それでは、続きまして議案書 43 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました承認第 2 号、専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

本件は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

44 ページ、専決処分書をお願い申し上げます。専決処分書。阿蘇市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。専決処分日は、令和 6 年 3 月 31 日でございます。

45 ページをお願いします。新旧対照表を基に御説明を申し上げます。

まず、第 2 条、国民健康保険税の課税額でございますけれども、国民健康保険税につきましては、医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、この 3 つを合算して税額全体の算定を行っております。今回改正を行いましたのが第 2 条第 3 項でございます。算定基礎の一つであります後期高齢者支援金分につきまして、その上限額、課税限度額になりますけれども、現行の「22 万円」から「24 万円」へと 2 万円引き上げる改正を行うものでございます。なお、第 2 条第 2 項にあります医療費給付分につきましては上限額 65 万円、同条第 4 項の介護納付金分、上限額 17 万円でございますけれども、これにつきましては据置きとなっております。今回の改正によりまして、国民健康保険税最高限度額「104 万円」から「106 万円」へと 2 万円引上げとなっております。

続きまして、第 23 条、中段になります。お願いをします。ここに国民健康保険税の減額について記載がなされております。国民健康保険税につきましては、世帯の合計所得金額、また被保険者数に応じまして均等割額及び平等割額が 7 割、5 割、2 割、それぞれ軽減される制度がございます。今回の改正につきましては、5 割及び 2 割の軽減世帯に係る所得要件の基準額の改正となっております。まず、第 23 条第 1 項第 2 号でございます。5 割軽減の対象となる世帯の所得基準額につきまして、世帯人員数に乘じる額「29 万円」を「29 万 5,000 円」に、また第 3 号になりますけれども、2 割軽減の対象となる世帯の所得基準額、世帯人

員数に乗じる額「53万5,000円」から「54万5,000円」に引き上げるものでございます。なお、今回の引上げによりまして軽減対象となる世帯の所得判定基準額を引き上げることとなります。

46ページから49ページにかけての第3項各号の改正につきましては、出産被保険者に係る減額でございます。これまで各世帯区分ごとに減額される額が記載されておりましたけれども、上位法の改正によりまして、今回併せて改正を行うものでございます。取扱い等につきましては、これまでと変更はございません。

49ページ、お願いします。49ページ、第24条の3、出産被保険者に係る届出に関しましても、上位法の改正に伴う追加としているところでございます。

施行日につきましては、令和6年4月1日としており、時間的余裕もなかったことから、今回専決処分をさせていただいております。

以上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） これは実質税金の値上げと同じですが、税金の値上げを専決でバタバタと決められても議会としては困るんですけど、そんなに時間がなかったのか、御説明をお願いします。

それと、私としては前触れとして説明を受けた記憶がないんですが、これをもうちょっと前から計画的に、3月議会もあつたんですけど、全協か何らかの形で説明できなかったのか、その2点についてお伺いします。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 本件につきましては、3月30日に国のほうで施行令が改正を行われましたので、それに併せて3月31日付けで専決処分とさせていただいたところでございます。まだ国の法律がはっきり決定しない中で議員さん方にはなかなかお示しができない。あくまでも上位法の改正に伴う改正ということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） そうはいつでも、事務手続、計算し直しかあるので、国から何か月か前からか通達が来ていると思うんですけど、それはなくて、いきなり30日だったんですか。

○議長（菅 敏徳君） 税務課長。

○税務課長（上村美博君） 当然のごとく国からのお示しはございましたけれども、案という段階でございましたので、まだ確定をするという数字ではございませんでした。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） うわさとか報道とかでは税が上がるというのはちょっと聞いたりしますが、審議するのは私たちなので、できればもうちょっと前もって教えていただきたい、検討する時間をいただきたいと思うんですが、いかがですか。確定じゃないと思うんですけど。



○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） あくまでも地方税法施行令の改正に伴うということで、国のほうでもこの国民健康保険税の2万円の引上げについては決定された事項でもございます。そういうことでもありまして、市としても4月1日付けから施行される以上は3月31日に専決処分をさせていただいて、今回このような対応をとらせていただいたところでございます。事前に国保運営協議会のほうには意見を求めるといいますか、そういった形で会議の中でも諮らせていただいて、了解はいただいたところ、そういった認識でございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、承認第2号を採決いたします。承認第2号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

**日程第3 承認第3号 専決処分した指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について**

○議長（菅 敏徳君） 日程第3、承認第3号「専決処分した指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） おはようございます。

議案書の51ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました承認第3号、専決処分した指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴いまして、いわゆる上位法の改正になりますが、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

詳細につきましては69ページ以降の新旧対照表で御説明いたしますが、改正内容につきましては同じ内容の改正等が多く含まれておりますので、主なものを中心に御説明をいたし

ます。

69 ページをお願いいたします。69 ページ、まず、第 1 条関係でございますが、表の中の第 3 条第 2 項につきまして、これは 70 ページになりますが、居宅介護支援費に係る介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーですが、1 人当たりの取扱い件数がこれまでの「35 人」から「44 人」に緩和されております。

次に、72 ページをお願いいたします。72 ページの一番下の段でございます。第 14 条ですが、改正内容は 73 ページの (2) に 2 つ追加されております。1 つは、改めて利用者への身体的拘束の禁止、2 つ目は、緊急的な措置に対する記録の義務づけが明記されております。また、74 ページになりますが、ケアマネジャーは利用者の面接に際し居宅を訪問しない月にはテレビ電話等を利用した面接ができるように今回なりました。

75 ページをお願いいたします。75 ページの第 23 条につきまして、第 3 項を追加しております。事業所運営等の重要事項情報につきまして、ウェブサイトに掲載、また公表することが義務づけられました。

76 ページをお願いいたします。76 ページ以降の第 2 条関係でございますが、76 ページから 113 ページにつきましては、介護サービスごとに規定しております。また、対照表の中身も多くありますが、改正内容は、第 1 条と同様の改正に加えまして、協力医療機関の確保等について新たに規定が設けられております。

次に、飛びますけれども、113 ページをお願いいたします。113 ページの中段以降になります。第 3 条関係及び 120 ページ以降の第 4 条関係につきましても、先ほどと同様になります。第 1 条と同様に、身体的拘束の禁止、緊急的な措置に対する記録の義務づけ、ウェブサイトへの掲載及び公表等の改正が行われております。

最後に、ページを戻りますが、67 ページをお願いいたします。67 ページと 68 ページの附則になりますが、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行されますが、重要事項の掲示と身体的拘束等の適正化につきましては令和 7 年 3 月 31 日までの間、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置と協力医療機関との連携につきましては令和 9 年 3 月 31 日までの間、それぞれ努力規定となっております。

説明は以上となります。御承認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

11 番議員、園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 11 番、園田です。

この対象となるような事業所ですね、これが大体阿蘇市にどのくらい今対象になるところがあるのか、それと、ケアマネ数が大体阿蘇市で今どのくらい登録されているのか、お願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

今回条例の一部改正に関しまして適用する施設ということでございますけれども、第6条から第60条までになりますけれども、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護に関しては、事業所はございません。

第60条の4から第60条の37に関しましては、地域密着型通所介護施設となります。これにつきましては、3事業所ございます。宝泉郷、あその杜、逍遙というところがございます。

第63条から第129条に関しましては、認知症対応型通所介護施設。これに関しましては、大阿蘇病院のほうで、ここにこデイサービスという事業所がございます。

それと、第131条から第150条に関しましては、地域密着型特定施設入居者生活介護サービス事業所になりますけれども、こちらに関しましては、該当施設はございません。

第153条から第191条、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス事業所に関しましては、順心館、あその杜の2事業所になります。

第193条から第204条、看護小規模多機能型居宅介護サービス事業所については、該当施設はございません。

申し訳ありません。あと、もう1点、ケアマネジャーの数ということですが、お手元に資料がございませんので、また後ほどお答えさせていただきます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、承認第3号を採決いたします。承認第3号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

#### 日程第4 承認第4号 専決処分した令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第8号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第4、承認第4号「専決処分した令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

別冊1をお願いいたします。ただ今議題としていただきました承認第4号、専決処分した令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第8号）について、御報告申し上げます。

まず、1 ページをお願いいたします。本件は、年度末に事業費が確定し財源調整等を行ったものを中心に3月31日付けで専決処分したものでございます。

第1条になります。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,728万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ209億2,691万2,000円と定めております。

その下の第2条、繰越明許費の補正、第3条、地方債の補正につきましては、7ページ以降で説明します。

7ページをお願いします。7ページは、第2表、繰越明許費補正になります。上の段の追加分、農地等災害復旧事業につきましては、内牧地区の宮原川転倒堰の漏水対策追加工事に伴い、繰り越すものでございます。下の段の変更分としましては、新型コロナワクチン接種事業の不用額を減額しております。

次に、8ページをお願いいたします。8ページから9ページにかけては、第3表、地方債補正になります。8ページは、変更分の8件になりますが、事業費の確定等に伴い、いずれも起債額を減額しております。続いて、9ページをお願いします。こちらの4件につきましては、事業は実施しておりますが、財源調整等に伴い、借入れをせずに地方債を廃止した事業になります。

それでは、まず主な歳入予算について説明いたします。

14ページをお願いします。14ページの上から3段目になります。款11地方交付税の特別交付税につきましては、3月22日に交付額が確定しまして、今回5億7,943万9,000円を追加し、トータルで約9億6,000万円としております。なお、交付額につきましては、対前年度比約4,500万円の増となっております。

次に、15ページをお願いします。15ページの下から2行目になります。夢の湯浴室使用料につきましては、令和5年度は利用者が対前年度比約2万人増えたことに伴い、1,374万7,000円を追加計上しております。

次に、17ページをお願いします。17ページの下から3行目になります。物価高騰対応生活者支援交付金につきましては、LPガス使用世帯支援事業及びプレミアム商品券事業に充当している県の交付金になりますが、令和5年度の金額が確定しましたので、予算との差額の2,751万3,000円を減額しております。

続きまして、主な歳出予算について御説明させていただきます。冒頭で申し上げましたとおり、基本的には決算前の事業費確定に伴う予算の減額が主となっております。主な項目のみ説明させていただきます。

まず、25ページになります。25ページの上から3行目、市役所本庁舎等LED照明設置工事につきましては、本庁及びこちらの北側別館、西側別館、保健センター、生活相談センターも含め、本年2月に工事が完了し、不用額であります42万9,000円を減額しております。

続きまして、30ページをお願いします。30ページの中段以降になります。左端の目15新型コロナウイルスワクチン接種費につきましては、昨年5月に感染症法上の5類に引き下げ

られたこともありまして、若い方をはじめ、ワクチンを接種される方が減少しまして、目の合計で1億4,395万4,000円を不用額として減額しております。

続いて、33ページをお願いします。農林水産業費になります。33ページの左端の目10、内牧の農村環境改善センター管理費につきましては、第1期工事が完了し、事業費が確定いたしましたので、委託料と工事請負費を合わせまして780万8,000円減額しております。

続いて、35ページをお願いします。商工費になります。35ページの上から3行目、地域振興緊急対策事業補助金につきましては、コロナ臨時交付金を活用したプレミアム商品券事業になりますが、精算が完了しまして実績に応じて796万8,000円を減額するものでございます。それから、その1つ下は、2回目のプレミアム商品券事業（追加分）になりますが、こちらは、不用額等を除き、令和6年度に繰り越して事業を実施することとしております。

続いて、少し飛びまして、41ページをお願いします。教育費になります。41ページの上から4行目、阿蘇小学校屋内運動場等解体工事につきましては、計画どおり年度内に工事が完了しましたので、実績に応じ不用額となりました1,913万7,000円を減額しております。

最後に、44ページをお願いします。44ページの一番下、予備費になります。今回、特別交付税をはじめ、歳入予算を追加しておりますが、最終的に残った財源であります5億1,050万4,000円を予備費に追加計上しております。

説明は以上になります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 17番、谷崎です。

夢の湯の件でかなり収入が上がっているみたいですけど、1,300万円ぐらい上がっています。経費のほうの36ページを開けていただくと、夢の湯の燃料費がそれに伴って上がっているかと思いましたが、燃料費は減額になっているみたいです。それで、全体的にぼちぼち黒字が出るんじゃないかと思えますけれど、決算の見込みとかが分かれば、ある程度のところで教えていただければと思います。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 夢の湯の令和5年度の歳入が約4,000万円でございます。支出が4,300万円ということで、約300万円の赤字となっております。これに加えて、ポンプの入替え等をやっていますので、それが大体700万円ぐらい昨年度やっています。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 夢の湯については、あまりにもお客さんが多すぎて、1時間入れないとか、2時間入れないとか、お待ち状態で、お客さんも表のほうで入れないから帰ろうかとかと言われているお客さんとも遭遇したりとかしております。料金改定などをして、確実に収入をもうちょっと上げられるんじゃないかと思えますので、審議会なり何なり早くしていただきたい。外部からは料金を上げていかれたほうがいいんじゃないかと思えます。それについて、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

それと、予備費が6億3,000万円に最終決定ですか。毎回実質収支が10億円を超えておりますが、このくらいに減るのか、それとも実質収支はもうちょっと十何億円レベルになるのか、そのあたりは、財政課長はどのように見込んでおられるか、お聞きします。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 先ほどの夢の湯の審議会の件ですけれども、今年、予算計上しております、検討を進めるようにしています。使用料を上げるということだけではなくて、今後、夢の湯をどうしていくかとかという総合的な検討を進めるということで始めたいと思っています。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

予備費につきましては、例年このくらいの額で最終補正予算を計上しているところでございます。実質収支につきましては、昨年度（令和4年度）と比較いたしますと、若干減ることが予想されます。恐らく10億円前後になるかと見込んでいるところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） ということは、単年度実質収支は少し赤字気味になるというところで思っておいていいですか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 詳細は決算を出さないと分かりませんが、実質単年度収支につきましては若干赤字になる見込みでございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はございませんか。

11番議員、園田浩文君。

○11番（園田浩文君） 11番、園田です。

25ページの交通指導員の謝金等について、一つお聞きいたします。先日、交通指導員の方と会うことがあったんですけれども、ここは93万5,000円の減になっていますけれども、現在、交通指導員の数が大体何名ぐらいかと、この謝金の支払いについてはどのようになっているのか。なかなか普通の日に出るような行事が多いので、若い方はなかなかいないという話もあっていたんですけれども、今、交通指導員の数が大体足りているのか、どうなのか。

それと、モーモーフェスタ、32ページ、畜産イベント補助金ということで、コロナも今5類に収束したんですけれど、今後このモーモーフェスタの開催については、農政課のほうではどのような考えでいらっしゃるのか。なかなか畜産等に触れる機会のない普通の市民の方々も大変参加が昔は多かったと思いますが、今後どのような流れになっていくのか、お聞かせください。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長補佐。

○防災情報課長補佐（坂田知彰君） おはようございます。質問にお答えします。

交通指導員に関しましては、おっしゃるとおり、高齢化が進んでおりまして、なかなか手がない状況であります。現在の人数は35人程度だったと記憶しております。報酬の支払いに関しましては、一人一人の活動報告を3か月に1回出してもらっております。1回

当たり 1,700 円掛ける 6 回を、1 か月当たり 1 万 200 円を限度として活動記録に基づいて支払いを行わせてもらっております。今回実績が 260 万円ということで 93 万 5,000 円を減額させていただいた次第でございます。

以上になります。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） それでは、2 つ目の御質問にお答えさせていただきます。

32 ページの畜産イベント補助金（モーモーフェスタ）でございます。議員がおっしゃいますとおり、コロナ前は 8 月の夏休みにあわせまして阿蘇地域畜産共進会と共催という形で行ってございました。昨年度につきましては、コロナの影響も若干ありまして、11 月に行われました A S O 草原フェスタの中であか牛のふるまいのイベントを行ったところでございます。

今後のモーモーフェスタでございますけれども、実行委員会のほうで協議していくわけでございますけれども、従来のもうモーモーフェスタ、共進会にあわせた部分の展開、また阿蘇地域全体の、先ほど申し上げた草原フェスタあたりのイベントの部分での展開ということで複数のこういった畜産イベントを今後は計画を行っているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 4 号を採決いたします。承認第 4 号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 4 号は承認することに決定いたしました。

#### 日程第 5 承認第 5 号 専決処分した令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 5、承認第 5 号「専決処分した令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それでは、別冊 2 をお願いいたします。ただ今議題としていただきました承認第 5 号、専決処分した令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について、説明します。

1 ページをお願いします。第 3 号補正となります。歳入歳出予算補正。第 1 条、既定の歳

入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4,111万8,000円と定めております。

6ページをお願いいたします。歳入になります。

款1 使用料及び手数料、目1 観光施設使用料、公園道路使用料であります。調整の最後の5万1,000円という使用料を追加しております。

また、その下の雑入ですけれども、自動販売機の電気代ということで4万5,000円を増額補正しております。

それでは、7ページをお願いします。歳出になります。

款1 観光施設費、目1 公園道路管理費です。節を御覧ください。積立金以外は、事業残を減額しております。積立金につきましては、1,500万円計上しておりますけれども、事業残とただ今の歳入を合わせた額を全額阿蘇山観光の財政調整基金に積み立てさせていただいております。その下の観光振興費、予備費も事業残でございます。

なお、観光振興費の一番下の東阿蘇観光開発株式会社の補助金を290万円減額しております。こちらは、会社の廃止清算に伴う手数料でしたけれども、80万円で終わって、12月に会社廃止となっておりますので、御報告申し上げます。

以上です。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、承認第5号を採決いたします。承認第5号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

## 日程第6 承認第6号 専決処分した令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第6、承認第6号「専決処分した令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第6号、令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。



資料、別冊3の1ページをお開きください。本予算は、第5号補正となります。年度末の財源等の調整を要したため、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算補正。第1条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ416万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ35億8,134万6,000円と決めました。

6ページをお願いいたします。2の歳入です。

款1国民健康保険税につきましては、収入見込額としまして、合計で1,947万1,000円を減額しております。

次に、款6県支出金につきましては、交付額の確定により、合計で1,469万5,000円の減額としております。

7ページをお願いいたします。款10繰入金、目1財政調整基金繰入金です。今回2,999万9,000円を増額し、3,000万円としております。説明につきましては、歳入と併せて御説明いたします。

8ページをお願いいたします。3の歳出です。

款3国民健康保険事業費納付金です。上から項1医療給付費分、項2後期高齢者支援金等分、項3介護納付金分につきましては、歳入変更に伴い、財源の変更を行っております。歳出予算額に対し不足が生じるおそれがあったことから、その他の財源としまして財政調整基金を3,000万円繰り入れて、特別会計の収支を調整しております。

款6保健事業費につきましても、同様に財源の変更を行っております。

9ページをお願いいたします。款11予備費です。同じく特別会計の収支調整のために減額といたしました。

説明は以上になります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、承認第6号を採決いたします。承認第6号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩をいたします。11時10分に再開します。

午前10時56分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 7 報告第 3 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 7、報告第 3 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 議案書の 133 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました報告第 3 号、令和 5 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

初めに、提案理由になります。本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

繰越計算書につきましては、134 ページから 135 ページにかけて掲載しておりますが、各ページの主なもののみ御説明いたします。

最初に、134 ページで表の見方について簡単に御説明いたします。表の上のほうの中央に翌年度繰越額という欄がございます。こちらが実際の繰越額でございまして、その右隣に財源内訳を示しております。

まず、表の左端、款の農林水産業費の 2 行目になります。強い農業づくり支援事業補助金につきましては、JA の自動ラック式大型農業倉庫の整備に係る補助金になりますが、資材や労務者の確保調整に時間を要し、年度内に事業を完了することが困難となりましたので、9 億 1,550 万円全額を繰り越すものでございます。

また、一番下の行になります。地域振興緊急対策事業補助金（重点支援交付金）（追加分）につきましては、国の経済対策に伴うプレミアム商品券の追加分 1 億 1,050 万円になりますが、本年 6 月末までを販売期間として設定し、現在、地域消費の拡大及び物価高騰対策に取り組んでいるところでございます。

続いて、135 ページをお願いします。135 ページの左端、款の教育費の一番上、阿蘇小学校屋内運動場等改築事業につきましては、来年 1 月の竣工を目指し、適正工期を確保した上で 5 億 3,141 万 3,000 円を繰り越すものでございます。

続いて、表の一番下の合計欄になります。令和 6 年度に繰り越す事業としましては、総額で約 21 億円、件数では 30 件の繰越しとなります。主な繰越理由としましては、国の追加経済対策など物価高騰への継続的な対応、それから国の制度改正等に伴うもの、また建築資材等の収入難、用地交渉に時間を要したことなどにより繰り越すものでございます。なお、昨年度と比べまして、繰越件数につきましては 1 件の減、繰越額については、JA の米倉庫をはじめ、大型事業の繰越し等によりまして大幅に増加しております。

以上、御報告させていただきます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 3 号は、これで報告を終わります。

#### 日程第 8 報告第 4 号 令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 8、報告第 4 号「令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

土木部上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） お疲れさまでございます。

ただ今議題としていただきました報告第 4 号、令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明させていただきます。

議案集の 136 ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

詳細につきましては、次の 137 ページをお願いいたします。こちらは、繰越計算書になります。繰越額につきましては、左から 5 列目の翌年度繰越額の欄 8,597 万 3,000 円となります。この内訳につきましては、主に補助事業となります浄化センター等の再構築基本設計業務委託、また南黒川地区の污水管渠整備工事等でございます。

以上、ご報告いたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 4 号は、これで報告を終わります。

#### 日程第 9 報告第 5 号 令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 9、報告第 5 号「令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） それでは、議案書 138 ページをお願いいたします。報告第 5 号、令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

本件の提案理由としましては、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したの

で、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものです。

次の別紙をお願いいたします。令和 5 年度介護保険事業特別会計における介護基盤緊急整備特別対策事業に係る費用として 1,393 万 3,000 円を繰り越しております。財源としましては、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金となります。事業の内容としましては、介護老人保健施設における介護職員の宿舍建設となっております。繰越しの経緯としまして、熊本県からの補助金の内示が令和 6 年 1 月 11 日、工事着工につきましては、それを受けまして、事前着工としまして 1 月 25 日となったため、年度内での適正工期が確保できなかったことから予算を繰り越して対応いたしました。

以上、報告申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 5 号は、これで報告を終わります。

**日程第 10 議案第 47 号 阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について**

○議長（菅 敏徳君） 日程第 10、議案第 47 号「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 140 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 47 号、阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由、140 ページ下になります。本件につきましても、上位法であります行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、番号利用法ということで通常呼ばれておりますけれども、この番号利用法の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

今回の番号利用法の改正内容、内容的には各行政機関との情報連携ができる事務について、これまで法別表第 2 の中に個別に記載がなされておりました。今回の改正によりまして、この法別表第 2 を廃止、今後は省令によってこれらの内容を定める、そういった改正でございます。

それでは、141 ページ、新旧対照表をお願い申し上げます。

まず、第 4 条から見ていただきたいと思います。今回、先ほども申し上げましたように、

法別表第2が廃止されることに伴いまして、第4条第1項及び第3項に規定されておりました「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を言葉的には「特定個人番号利用事務」に改正、同第3項の「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、また、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める改正となっております。

戻っていただきまして、第2条の定義に、今回、第5号、第6号としまして特定個人番号利用事務、第6号には利用特定個人情報をそれぞれ追加するものでございます。

今回こういった形で条例改正は行いますけれども、これまでと利用範囲でありますとか、取扱い等に一切変更等はございません。

なお、施行日につきましては、公布の日からとしております。

以上、御提案を申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。ただ今説明のありました議案第47号から議案第58号「市道路線の認定について」までは、各常任委員会に付託されます。したがって、自己の委員会の所管となる案件への質疑は御遠慮願います。

それでは、議案第47号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第11 議案第48号 阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第11、議案第48号「阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の142ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第48号、阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

143ページの新旧対照表をお願いいたします。この事業は、熊本県と市が2分の1ずつ財源を負担して実施している事業でございます。今回、熊本県の要領の改正に伴いまして、整合性を保つことが望ましいことから、表に記載されているとおり、自己負担額をそれぞれ改正するものでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 49 号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 12、議案第 49 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 続きまして、議案集の 144 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第 49 号、阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明いたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細は、145、146 ページの新旧対照表で御説明をいたします。

145 ページをお願いいたします。今回の改正は、国が示します「こども未来戦略」という全国的な施策な一環として、また昨今の幼児教育及び保育の現場での子供を巡る事故や不適切な対応事案などによりまして子育て世帯が不安を抱えており、安心して子供を預けられる体制の整備を急ぐものであり、対照表にありますとおり、保育士 1 人当たりが保育できる園児の数が、4 歳児以上でこれまでの「30 人」から「25 人」に、また、3 歳児がこれまでの「20 人」から「15 人」に改正するものでございます。

なお、参考までに表の第 28 条、第 30 条の家庭的保育施設、それと第 43 条の企業内保育施設、第 46 条の民間等によります小規模保育施設につきましては、現時点では阿蘇市には該当する施設はございません。

説明は以上でございます。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13 議案第 50 号 阿蘇市公民館条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 13、議案第 50 号「阿蘇市公民館条例の一部改正について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山口貴生君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第 50 号、阿蘇市公民館条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書の 147 ページをお願いいたします。まず、148 ページ下、提案理由でございますが、本件は、新たに設置した空調設備の供用開始に伴い、冷暖房料金を徴収するため、本条例の一部を改正するものでございます。

初めに、条例と改正の概要について説明いたします。本条例は、阿蘇市内の公民館または分館に係る使用料等を規定した条例でございます。今年度、坂梨分館への空調設備を行うことにしておりますが、今後、古城分館や中通分館にも設置を計画しており、新たに設置した空調設備の利用に係る使用料徴収のため、今回条例の一部改正を行うところ、併せて見直しを2点、行っております。1点は、使用する可能性のある時間区分の追加でございまして、もう1点は、法令に抵触することが判明いたしました宿舎利用に係る文言の削除でございます。

詳細は、149 ページ、新旧対照表にて説明いたします。

新旧対照表の中の表、「別表第2（第12条関係）」と記載している表があると思いますが、見てお分かりのように、今後使用する可能性のある時間区分、これまでになかった「22時～翌9時」の区分を追加しております。このことで、上の使用料の加算、第13条の条文2行目「別表第2に規定する額に」と改正前はしておりましたが、改正後は「別表第2に規定する時間区分に応じた額に」と改正を行っております。また、同条の(1)と(3)にも同じように「使用する時間区分の使用料の」の文言を追加し、(1)は、改正前の「入場料又は参加料等を徴収する者100分の300」から、改正後「入場料又は参加料等を徴収する者 使用する時間区分の使用料の100分の300」に、(3)は、改正前の「その他教育長が指定した者100分の150」から、改正後「その他教育長が指定した者 使用する時間区分の使用料の100分の150」に改めております。

もう一つの見直しが(2)になります。今回の改正に伴い、宿舎利用につきまして改めて保健所へ確認を行ったところ、宿泊施設として不備のある公民館を料金を徴して宿舎として利用することは法令に抵触することが分かりましたので、(2)を全部削除し、新たに「営利で使用する者 使用する時間区分の使用料の100分の500」と規定しております。

最後に、151 ページをお願いいたします。表の右側、改正前の下から2行目に「冷暖房料金1区分につき500円」とあると思いますが、これまで阿蘇公民館にだけエアコンがございまして、このような表現となっておりました。これを備えのストーブとエアコンとに明確に区分し、左側の表のとおり、「ストーブ使用料 時間区分につき500円」と「冷暖房料金1時間につき400円」とに改めております。この400円の料金設定につきましては、昨年度御承認いただきました一の宮農業構造改善センターと同じ料金となっております。また、表の一番下にありますように「※冷暖房料金は、空調設備のある施設のみ適用」としております。施行につきましては、公布の日から施行としております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

12番議員、市原正君。

○12番（市原 正君） 12番、市原です。

公民館を宿舎として使用することはできないという説明ですが、その件について、もうちょっと詳しく説明を求めたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） お疲れさまです。

公民館の宿舍利用についてですけれども、今回条例の改正をするに当たって関係機関との打合せをする中で、やはりお金をとる時点で旅館業法の適用を受けるということでした。もし合宿等で利用する場合は、どうしてもそこを使わなければならないという理由があったら無償、無償であれば旅館業法の適用にはなりませんので、無償の貸出しはできる。ただし、日中は使用料をとっているという状況の中、夜間だけとらないというわけにもなかなかいかないと思いますので、この辺については、その申請内容にあわせて調整もしくは却下等をしていかなければならないと感じております。

○議長（菅 敏徳君） 12 番議員、市原正君。

○12 番（市原 正君） ということであれば、22 時から翌 9 時までという時間設定でエアコンの使用料が上げてありますけれど、それは必要ないんじゃないですか。必要ですか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） 10 時からの分については、夜間、管理人さんあたりもなかなか対応はできない時間帯で、なおかつ 10 時以降に会議をされたりとか、そのまま翌日も使うからということで物などをずっと占有される場合を想定しております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

11 番議員、園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） この使用料は、小中学生が学習目的でありますとか、料理教室とか、そういうので使用する場合はどのように、例えば半額減免であるとか、全額減免であるとか、その説明をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） もともとの設置目的が学習とか芸術、その辺がございまして、阿蘇市で公的に認められるようなそういう行動、団体をされる場合は減免等を行ってまいります。

○議長（菅 敏徳君） 17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 17 番、谷崎です。

今回、公民館と、あともう 1 つ条例が出ていますが、こういった公の施設を使う、市民の財産ですけれども、これを使うのに別途条例でこのように料金表をつくってありますが、阿蘇市にはもう 1 つ条例がありまして、阿蘇市行政財産使用料条例というのがあって、その第 2 条に固定資産から計算した計算のほかに市長がこれを必要があれば別に定めることができると書いてあるんですが、この条例とこの条例と重複していくんじゃないかと思うんですが、そもそも条例をつくる意義というのはどこにあるんですか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） 教育課案件の分だけでお答えさせていただきますけれど、やはり条例はもともと全体的なことを言うならば、憲法とか自治法に定められていて、法令に特別の定めがある場合は、地域のルールとか、こういった部分は条例によって定めるという制定の根拠がございまして。その中で、ここの中に料金設定を上げるようなものについては、そ



ここの施設によって、補助も違ったりとか、目的が違ったりとか、一律で設定ができる徴収条例あたりで一覽で計上するとその目的あたりも分かりにくかったり、利用方法とかも分かりにくかったりする部分がございますので、個別に計上させていただいているという形になります。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 私としては使用料条例とそのつながりがよく分からないんですけども、要はそれぞれにおいてきちんと分かりやすくするために条例を設置する必要があるということで理解してよろしいですか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） すみません、説明が下手だったんですけど、そのとおりでございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 14 議案第 51 号 阿蘇市体育館等条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 14、議案第 51 号「阿蘇市体育館等条例の一部改正について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山口貴生君） ただ今議題としていただきました議案第 51 号、阿蘇市体育館等条例の一部改正について、御説明申し上げます。

まず初めに、提案理由でございますが、本件は、阿蘇体育館の空調設備改修に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細は、153 ページの新旧対照表で説明をしますが、阿蘇体育館におきましては、去る 5 月 2 日に入札を終え、現在新たに空調設備設置に取りかかっております。第一体育館のアリーナ部分にスポットバズーカタイプ 2 個で 1 セットのものを 13 基、体力測定室等の小会議室には天井埋め込み式 1 か所、残りは家庭用タイプのエアコンを設置することとしております。

153 ページをお願いいたします。新旧対照表の中の別表第 2 (4) 冷暖房設備です。第一体育館にありました空調設備は昭和 58 年に設置し、利用料につきましては、冷房施設が 1 万 5,000 円、暖房施設が 1 万 3,500 円と定めておりました。昭和 58 年当時も電気の基本料を推計した使用電力を基に料金を設定し、暖房のほうが使用電力が少ないので、料金が安くなっております。改正後は、1 個の区分、冷暖房料金 8,000 円としておりますが、これは、先ほど申しましたスポットバズーカの個別基を 13 基設置しても、近年はこうした電化製品の省エネ機能が格段に進歩していることから消費電力が小さく、基本料と使用電力から算出して、この金額となっております。

次に、(7) その他の施設と 2、武道場の冷暖房料金については、体力測定室などの小会議室における使用料でございまして、改正前の「暖房代 250 円」または「200 円」とあったものを、エアコン設置によりまして「冷暖房料金 400 円」と統一いたしました。

施行期日につきましては、公布の日から施行するとしております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番議員、園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 第二体育館の冷暖房設備は、今回はないということですか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） ございません。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 15 議案第 52 号 令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 15、議案第 52 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今議題としていただきました議案第 52 号、令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。

別冊 4 の 1 ページをお願いいたします。第 1 条になります。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,122 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 185 億 4,315 万円と定めております。

第 2 条、第 3 条につきましては、5 ページ以降で説明いたします。

5 ページをお願いいたします。第 2 表、債務負担行為補正としまして 1 件を追加しております。こちらのごみ収集運搬車両購入事業につきましては、塵芥車 2 台分の更新費用でありまして、令和 7 年度から令和 15 年度までの限度額としまして 3,326 万 4,000 円を設定しております。

続いて、6 ページをお願いします。第 3 表、地方債補正としまして、追加分が 1 件、変更分としまして 2 件を上げております。こちらの 3 件分につきましては、いずれも過疎対策事業債、充当率 100%、交付税算入率が 70%を予定しております。

それでは、初めに主な歳入予算について御説明させていただきます。

9 ページをお願いします。9 ページの上の段になります。款項目番号で申し上げますと、款 15 の項 2 の目 6 土木費国庫補助金の防災・安全社会資本整備交付金につきましては、国からの交付決定を受けまして、1,016 万 5,000 円を追加計上しております。なお、本交付金につきましては、道路維持工事に活用することとしております。

続いて、10 ページの上から 3 行目になります。前年度繰越金につきましては、今回の補正予算におきまして不足する財源であります 4,660 万円を令和 5 年度決算を見込み、追加して計上しております。

続きまして、主な歳出予算について御説明申し上げます。

まず、12 ページをお願いします。12 ページ以降が歳出予算になりますが、まず全般的事項としまして、4 月の人事異動に伴いまして職員の配置が確定いたしましたので、各費目間で人件費の増減調整を行っております。

それでは、19 ページをお願いいたします。19 ページの款項目番号で申し上げますと、款 3 の項 2 の目 1 児童福祉総務費の中に括弧書きで児童手当制度改正実施円滑化事業分とありますけれども、児童手当の支給に当たりましては、本年 10 月分から所得制限を撤廃し、支給対象を高校生年代まで延長するとともに、第 3 子以降を 3 万円にするなどの抜本的拡充が行われる予定でございます。今回システム改修業務委託料など全額国費によりまして、合計で 216 万 3,000 円を計上しております。

続いて、22 ページをお願いします。22 ページの中段、目 2 予防費の委託料になります。新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料につきましては、令和 6 年度から接種費用が 1 回当たり 1 万 5,300 円となり、接種される方から一部自己負担が発生するようになりますが、本年 10 月からその負担軽減のため、国の財源を含む市からの支援としまして、委託料になりますけれども、9,140 万円を計上しております。市の独自支援としては、定期接種の方、また定期接種対象外の任意接種の方、いずれも同額の 2,800 円を市独自支援することになりますが、定期接種の対象者につきましては、国が指示する基金管理団体から助成金と交付税措置 3 割分が上乘せして支援されますので、自己負担額が定期接種につきましては 2,100 円になる予定でございます。いずれも市内医療機関等と委託契約を締結し実施する計画です。

続いて、23 ページをお願いします。農林水産業費になります。23 ページの一番下の阿蘇西部地区促進計画及び営農計画作成業務委託料につきましては、14 工区、16 工区になりますが、整備後、約 50 年が経過し、揚水ポンプ及びパイプラインの老朽化が著しいことから県営事業による更新基盤整備を計画しておりまして、今年度事業採択に向けて将来の営農計画等を作成するための費用として 500 万円を計上しております。

続いて、24 ページの一番上になります。林業研修集会施設、不動産鑑定評価及び意見書作成業務委託料としまして 22 万 2,000 円を計上しております。こちらは、国道 57 号沿線の波野地区小地野にある集会施設になりますが、築 30 年以上が経過し、老朽化に伴い、平成 25 年から使用を休止しており、土地・建物の公売を検討するための鑑定費用などを計上しております。

続いて、同じページの一番下、ここから商工費になります。地域一体となった面的 D X 化推進事業負担金につきましては、急増するインバウンド需要等に応えるため、面的なキャッシュレスを推進し決済環境を整えるとともに、セルフオーダーの仕組みを導入することで人手不足が続く飲食店等の課題を抑制し、また店舗の過度な集中を分散させるため、混雑状況

の可視化等を図るためのシステム導入費など、110万円を計上しております。

続いて、25 ページの一番上になります。新型コロナウイルス感染症金融対策基金返還金につきましては、令和2年度に国のコロナ臨時交付金を活用した基金を設置しまして、コロナの影響で経営が厳しくなった中小企業等の資金繰りを支援するため、3年間、借入金の利子補給を行ってまいりましたが、企業の資金借入額、融資額が想定よりも少なく、また繰上償還を行った企業もありましたので、精算後、使わなくなった金額を国に返還するため、1,098万9,000円を計上しております。

続いて、その1つ下になります。暮らしのサポートブック作成業務委託料につきましては、阿蘇市在住の外国人の方々が年々増加傾向にある中、ごみ出しなど日常的な暮らしのことや緊急時の避難対応などの必要な情報を提供し、不安や心配ごとを未然に解消するため、英語、台湾語、ベトナム語、クメール語など多言語化したサポートブックを作成するものでございまして、280万円を計上しております。なお、財源につきましては、半額を自治体国際化協会からの補助金で対応する予定です。

続いて、29 ページをお願いします。教育費になります。29 ページの一番下、こころの健康観察システム構築業務委託料につきましては、1人1台端末を活用し、悩みや不安を抱えている児童生徒の心身状態を初期段階で把握し、不登校やいじめなどの早期発見・早期支援につなげるため、県からの全額委託金によりまして構築するものでございます。併せて、1つ上の印刷製本費の3万円と合計しますと65万円を今回計上させていただいております。

続いて、32 ページをお願いします。32 ページの一番上の波野グラウンド管理棟改築工事につきましては、老朽化したトイレ、倉庫を含む管理棟に係る改築工事費として2,900万円を計上しております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 22 ページのコロナウイルスワクチン接種について、もうちょっと詳しい説明をお願いします。定期接種と非定期接種とか、いろいろ言葉が出てきましたが、接種は任意になっているんですよね。そういったところも含めて詳しい説明をお願いします。

それと、31 ページの公民館費の低濃度PCB汚染機器処理委託料ですが、これは県が事業をやっている、無料で以前はやっていたんじゃないかと思うんですけど、そういった関連について説明をお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） お疲れさまです。新型コロナワクチン接種について御説明をいたします。

新型コロナワクチン接種は、令和6年度から定期接種として秋・冬に実施することになっております。定期接種の対象者は、65歳以上の方と60歳から64歳までで基礎疾患をお持ちの方ということになりまして、それ以外の方は任意接種ということでの接種となっていくます。接種の個人負担金として、定期接種の方々はお一人2,100円ということに設定をしてお

りまして、それ以外の任意接種の方がお受けになるときは、阿蘇市から全額の1万5,300円の接種費用に対して2,800円の助成をして、1万2,500円ということになっていきます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） 今回計上の低濃度PCB汚染機器という部分についてですけれども、あくまでも低濃度のPCBが含有されると見込まれるものについての処理になります。これについては、令和9年度までに対応しなければならないと今のところ現行の法ではなっております。対象となるのは、変圧器の中に調査の結果、低濃度のPCBが入っていたということで今回計上させていただいております。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 定期接種については、強制というわけじゃないんでしょう。一応本人の意思で制度ができていて、受たい人は受けられるということ、市のほうで管理してくれるということはあると思うんですけど、強制じゃないということだけ聞いておけばいいです。

それと、PCBについては、機材、機材で古くなるとPCBが入っているかどうか分からない蛍光灯もあると思うんですけど、その辺は全部公民館関係の把握はされているんですか。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） 新型コロナワクチンの接種につきましては、定期接種の分については個人でお決めになって、お受けいただくこととなります。強制ではありません。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） PCB自体は昭和47年に製造禁止になっておりますが、その後も微量なものが使われていたりとか、メーカー側でもうまく把握できていない、そういったものが今現在課題になっております。メーカーによっては、昭和何年以降とか、平成何年以降は絶対使われておりませんとかいう声明は出している中、それ以前のものについてはメーカーに問い合わせても、それ以前は可能性があるということで分かりませんので、そういうのが見つかった場合は、内部を抜き取り調査等をして対応していくということになります。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、午後1時から再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第 16 議案第 53 号 令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 16、議案第 53 号「令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第 53 号、令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

別冊 5 の 1 ページをお願いいたします。本補正予算は、第 1 号となります。歳入歳出予算補正。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 454 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 34 億 7,379 万 2,000 円と決めました。

6 ページをお願いいたします。2、歳入です。款 10 繰入金、目 1 一般会計繰入金につきまして、合計で 454 万 5,000 円を増額しております。これにつきましては、人事異動に伴う職員級等の人件費及び事務費を調整するものであります。

続きまして、7 ページをお願いいたします。3、歳出です。歳入で御説明申し上げました補正額を 7 ページ、款 1 総務費へ充当しております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 17 議案第 54 号 令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）に  
ついて

○議長（菅 敏徳君） 日程第 17、議案第 54 号「令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第 54 号、令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料、別冊 6 の 1 ページをお願いいたします。本予算は、補正第 1 号となります。歳入歳出予算補正。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,396 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 34 億 2,693 万 6,000 円と決めました。

6 ページをお願いいたします。2、歳入です。

款 4 国庫支出金、目 3 事業費補助金です。介護保険事業補助金（認知症施策等総合支援事業分）としまして 380 万円を増額しております。昨年度取り組みました認知症伴走型事業に

なりますが、令和6年度当初予算編成時におきまして国からの事業費の採択が不明確であり、事業の継続が確定できなかったことから、今回補正として計上させていただいております。

款10繰入金、目、その他一般会計繰入金につきましては、合計で1,016万円を増額しております。これにつきましては、人事異動に伴う職員級等の人件費及び事務費を調整するものであります。

7ページをお願いいたします。3、歳出です。

歳入で御説明申し上げました補正額を7ページ、款1総務費へ充当しております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第18 議案第55号 令和6年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第18、議案第55号「令和6年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第55号、令和6年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料は、別冊7になります。1ページをお願いいたします。本予算は、補正第1号となります。歳入歳出予算補正。第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億7,886万円と決めました。

6ページをお願いいたします。2の歳入です。款4繰入金、目1事務費繰入金につきまして、合計で16万4,000円を増額しております。これにつきましては、人事異動に伴う職員級等の人件費を調整するものです。

続きまして、7ページをお願いいたします。3の歳出です。歳入で御説明申し上げました補正額を7ページ、款1総務費へ充当しております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第19 議案第56号 令和6年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第1号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第19、議案第56号「令和6年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 別冊 8 をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 56 号、令和 6 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。

1 ページをお願いします。第 1 条になります。今回の補正予算（第 1 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,843 万円と定めております。

まず、歳入について御説明申し上げます。6 ページをお願いします。歳入は、1 項目のみで、一般会計繰入金を追加計上しております。この繰入金につきましては、旧慣使用としまして一般会計で受け入れる荻の草原野の貸付金収入の 13% の額 27 万 1,000 円を財産区の収入として計上するものでございます。なお、旧慣使用件数につきましては 6 件、貸付面積につきましては約 11.7 ヘクタールでございます。

続いて、歳出予算になります。7 ページをお願いします。7 ページの上の段の款 1 の項 2 の目 1 諸費になります。先ほどの一般会計繰入金 27 万 1,000 円を財源としまして、その 3 分の 1 の額を入会権者であります中荻の草牧野組合へ 4 万 5,000 円、上荻の草牧野組合へ 4 万 7,000 円を負担するため、合計で 9 万 2,000 円を計上しております。残りの歳入予算との差額につきましては、17 万 9,000 円を予備費に追加しております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 20 議案第 57 号 第 2 次阿蘇市総合計画の期間延長について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 20、議案第 57 号「第 2 次阿蘇市総合計画の期間延長について」を議題とします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

議案書に戻っていただきまして、議案書 154 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 57 号、第 2 次阿蘇市総合計画の期間延長について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。本件は、第 2 次阿蘇市総合計画の計画期間を令和 7 年 9 月まで延長したいので、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

同条例には、阿蘇市基本計画の策定、変更又は廃止に関する事項は議会の議決後と定められているところでございます。第 2 次阿蘇市総合計画は、平成 29 年度に令和 6 年度までの



8年間を最終目標年度、8年間を計画期間として策定を行っております。しかしながら、令和6年度末には阿蘇市も首長選挙を控えておりまして、この総合計画には、当然市の最上位計画でもございますので、首長の政策、マニフェストを盛り込む必要がございます。よって、現行の第2次阿蘇市総合計画の期間を半年間延長、併せまして後期基本計画につきましても半年間延長を行いまして、令和7年9月30日までとするものでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第21 議案第58号 市道路線の認定について

○議長（菅 敏徳君） 日程第21、議案第58号「市道路線の認定について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（中本知己君） お疲れさまです。

議案書156ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第58号、市道路線の認定につきまして、御説明申し上げます。

提案理由でございます。本件は、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書157ページ及び158ページの参考資料により御説明申し上げます。

まず、157ページは、位置図になります。赤色楕円の位置となりますが、路線番号1489号、市道名、大島線、起点、終点とも阿蘇市一の宮町坂梨大字大島となります。

158ページを御覧ください。右下の凡例を御覧ください。赤の実線が市道認定の範囲となり、約320メートルございます。丸の塗りつぶしが市道起点で、矢印が終点となります。凡例にはございませんが、白の破線が既存の市道鳥越線で、塗りつぶしのない白の円が整備中の滝室坂道路となります。今回、滝室坂道路整備に伴い、白い破線の市道鳥越線が分断されますため、機能回復として県道内牧坂梨線、赤丸塗りつぶしでございます、を起点として、終点、赤矢印に向け、国土交通省により新たに市道を整備するものでございます。墓地への利用があることから、終点部分の一部は現在整備済みでございます。

説明は以上です。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第22、諮問第1号から日程第25、諮問第4号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」を会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、

また、会議規則第 35 条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号から諮問第 4 号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」を委員会の付託を省略し、一括議題とすることに決定しました。

日程第 22 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 23 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 24 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 25 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 22、諮問第 1 号から諮問第 4 号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 159 ページをお願いいたします。ただ今一括議題とさせていただきます諮問第 1 号から諮問第 4 号、人権擁護委員候補者の推薦について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。なお、諮問第 2 号、第 3 号、第 4 号の提案理由は同じでございますので、省略させていただきます。

今回、法務大臣が委嘱する候補者の推薦につきましては、現在、阿蘇市には 9 名の委員がおられます。今回 4 名の方が令和 6 年 9 月 30 日で任期満了を迎えるため、新たな候補者を諮問するものでございます。任期は、4 名とも令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。

まず、159 ページの諮問第 1 号の岩永昭次氏です。阿蘇市一の宮町三野在住で、現職の委員であります。今回再任で 3 期目の推薦でございます。

161 ページをお願いいたします。諮問第 2 号、檜木野公亮氏です。阿蘇市一の宮町宮地在住で、現職の委員であります。今回再任で 2 期目の推薦でございます。

次に、163 ページをお願いいたします。諮問第 3 号、堀川淳氏です。阿蘇市三久保在住で、現職の委員であります。今回再任で 2 期目の推薦でございます。

最後に、165 ページをお願いいたします。諮問第 4 号、大和とよ子氏です。阿蘇市今町在住で、新任で 1 期目の推薦でございます。

なお、4 名の候補者の略歴を参考資料としてそれぞれ載せております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、諮問第1号から諮問第4号について採決いたします。採決は、1件ごとに行います。

まず、諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第3号は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第4号は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

#### 日程第26 報告第6号 株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（菅 敏徳君） 日程第26、報告第6号「株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出書類の簡潔な説明をお願いいたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（和田直也君） ただ今議題としていただきました報告第6号、株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類の提出について、御説明いたします。

議案書167ページをお願いいたします。本議案は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類を提出するものであります。

お配りしております別冊9にて説明させていただきます。なお、先の全員協議会において

ASOワークネット担当課長より詳細な説明がっておりますので、概要、主要部分について説明させていただきます。

株式会社ASOワークネットは、阿蘇市が資本金 1,000 万円を全額出資し、平成 19 年に設立した法人であります。今期、第 17 期の決算となります。

1 ページをお願いいたします。まず、事業の概要です。主な収入となるものは、阿蘇市からの受託業務となっております。業務請負 4 業務、指定管理 5 業務、その他除草・清掃業務 5 業務ということになっております。

次に、財務状況についてです。収入全体で 2 億 3,265 万 1,284 円となっております。前期との比較では委託料の増額、使用料の増収により 990 万 5,778 円の増加となっております。増減理由については、ここに記載のとおりでございます。

2 ページをお願いいたします。支出では支出全体で 2 億 3,273 万 3,997 円となっております。前期との比較では 960 万 2,814 円の増加となっております。

その下、第 17 期部門別決算の表になりますが、右端の合計の欄の収入合計から支出合計を差し引いたキャッシュフローとしての単純収支では 8 万 2,713 円のマイナスとなり、会計処理上は借入金の返済額を経費算入せずに減価償却費として算入いたしますので、最終的な税引き後の当期の純損益は 40 万 640 円のマイナスということで純損失の計上となっております。前期の第 16 期決算 3 万 560 円の純損失と比較しますと、損失が若干増加した結果であります。指定管理室が今改修工事により利用者数が落ち込んでいること、それからイベント・催事等の開催がまだ自粛傾向にあること、それから最低賃金の引上げによる人件費の上昇など、損失の原因が明らかになっている部分がございますので、赤字額も許容できる範囲にあると思われまます。しかしながら、昨今の物価・燃料費等の高騰は、今後の営業活動、支出面への影響が大変懸念されるところでございます。出資者として安定的な事業運営の助言等を含め、協調しながら進めてまいりたいと考えております。

3 ページから 5 ページは、車両購入による資金調達の状況、主要な事業内容、従業員の状況、株式に関する事項、会社役員の状況などが記載されております。

6 ページ以降は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書など、会社法に基づく計算書類となっております。

最後に、13 ページをお願いいたします。ASOワークネット、小野正敏監査役の監査結果としまして、5 月 15 日に監査が行われ、適法に処理されているとする監査報告が行われております。

以上、御報告をさせていただきます。

○議長（菅 敏徳君） 説明内容について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

日程第 27 報告第 7 号 一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 27、報告第 7 号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の簡潔な説明をお願いいたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（和田直也君） ただ今議題としていただきました報告第 7 号、一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について、御説明いたします。

議案書、お隣のページになります。168 ページをお開きください。本議案につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類を提出するものでございます。

お配りしております別冊 10 にて説明をさせていただきます。こちらについても、先の全員協議会においてテレワークセンター事務局長より詳細な説明がっておりますので、概要、主要部分について説明をさせていただきます。

一般財団法人阿蘇テレワークセンターは、阿蘇市の拠出する 3,000 万円を基本財産として、平成 24 年 4 月に設立された法人であります。

1 ページをお願いいたします。事業の概要としまして、光ネットワーク施設の管理運営を中心として、快適なネット環境の提供、ICTの推進等に取り組むとともに、動画コンテンツの作成業務、映像配信、特産品の販売など、地域活性化へとつながる様々な事業に取り組んでいるところでございます。収入全体の過半を占めるインターネットサービス事業に関しましては、毎年、光インターネット加入者数の増加とともに、高速通信のギガプラン加入者数が増加している状況にあります。

次に、当期の決算の状況について御説明いたします。すみません、全員協議会において配付されております事務局説明資料も本日お持ちであれば、併せて見ていただければと思います。

4 ページをお開きください。こちら正味財産増減計算書となります。決算額の列を御覧ください。4 ページ、経常収益では収入科目の額を合計した経常収益計は 6 億 4,529 万 6,862 円となっております。前期との比較ではインターネットサービス事業、販売促進事業の収入が大きく伸びておりまして、4,710 万 258 円の増収となっておりますところでございます。

右の 5 ページをお願いいたします。これに対して、支出に当たる経常費用計は 5 億 8,762 万 2,726 円となっております。前期との比較では 4,941 万 8,482 円の増加となっております。これは、人件費をはじめ、原材料費などが全体として増加しているところではございますが、草原情報館に併設しましたキッチンスタジオの増築費用を負担金として支出したことが主な要因になっているところでございます。収益から費用を差し引きました当期経常増減計、上から 10 行目、これが会社でいう経常利益に当たりますが、5,767 万 4,136 円のプラス収支となっております。前期との比較では営業利益が 231 万 8,224 円減少した結果となっておりますが、この当期経常増減計から経常外費用計の 659 万 5,594 円を差し引き、下から、すみません、11 行目の当期一般正味財産増減額、こちらが当期の利益に当たるものであり

まして、5,107万8,542円の黒字ということになっております。前期との比較では支出の増加を要因として882万3,404円減少することになりましたが、安定した事業運営ではないかと考えているところでございます。

6ページから10ページまでが会計ごとの正味財産増減計算書、11ページから17ページまでが一般財団法人に係る貸借対照表などの財務諸表となっております。

18ページをお願いいたします。5月13日、阿蘇テレワークセンター監事の決算監査としまして、財産及び管理、業務執行について適正に処理されているとした監査報告がなされております。

なお、19ページ以降は、先の全員協議会においてテレワークセンター事務局長から説明がありました事業の概要に関する補足の書類となっております。

以上、御報告させていただきます。

○議長（菅 敏徳君） 説明内容について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

#### 日程第28 請願第1号 水田活用の直接支払交付金の見直しについての請願書

○議長（菅 敏徳君） 日程第28、請願第1号「水田活用の直接支払交付金の見直しについての請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

13番議員、大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） お疲れさまです。

ただ今より請願第1号、水田活用の直接支払交付金の見直しについての請願書について、本請願の紹介者の説明を行います。

国は、水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲などを生産する農業者を支援する一方、令和4年度から令和8年度までの5年間で、一度も水張りが行われない農地は、令和9年度以降、「水田活用の直接支払交付金」の対象水田から除外することを発表しました。

国の減反政策に協力し、地域の水田農業の持続的な発展と食料自給率の向上に長年努めてきた農業者からは、不安の声が広がっております。耕作放棄地の拡大や離農者の増加につながる懸念されます。

つきましては、水張りの有無に関係なく、農地への交付金適用を継続すること等について強く要望するものでありますので、議員各位におかれましては、本趣旨に御賛同いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、請願第1号の質疑を終わります。

請願第1号については、所管の経済建設常任委員会に付託をいたします。

**日程第 29 請願第 2 号 現行保険証とマイナ保険証の選択制の存続を求める請願書**

○議長（菅 敏徳君） 日程第 29、請願第 2 号「現行保険証とマイナ保険証の選択制の存続を求める請願書」を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

14 番議員、湯浅正司君。

○14 番（湯浅正司君） それでは、請願第 2 号、現行保険証とマイナ保険証の選択制の存続を求める請願書について、本請願の紹介者の説明を行います。

マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」の普及のため、2024 年 12 月 2 日に現行の健康保険証を廃止することが決定されました。

しかしながら、「マイナ保険証」の利用率は、昨年 4 月の 6.29%から 12 月の 4.29%へと低下し、高齢者にとっては、マイナ保険証の紛失等、管理面における不安も拭えない中、被保険者や医療現場からも懸念の声が上がっています。

つきましては、現行保険証を当面の間存続する「現行保険証とマイナ保険証の選択制」について強く要望するものでありますので、議員各位におかれましては、本趣旨に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 趣旨には大体賛同しますが、現行保険証にも問題がないわけではありません。保険証に写真が貼ってないので、本人確認がしづらかったりとか、なりすましや使い回しの問題もあると聞いております。それで、この意見書の中に、写真を貼って、現行保険証のセキュリティ機能を上げることも入れられないかお尋ねしたんですけれど、委員会の中でその議論をしていただきたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、請願第 2 号の質疑を終わります。

請願第 2 号については、所管の文教厚生常任委員会に付託をいたします。

以上で、議案等の質疑が終わりました。

各常任委員会の付託につきましては、配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

お疲れさまでした。

午後 1 時 36 分 散会